「自動通話録音機」貸出申込書									
		年	月 日						
(申請先)駒ヶ村	是市長								
	(申請者) 住 所								
	氏 名		印						
	生年月日 年 月	月生 (歳)						
	固定電話番号								
次のとおり「	自動通話録音機」の貸出しの申請をします。								
なお、適正に使用し、借用物品の紛失、破損等については、一切の責任を負い、期日までに 返却します。また、貸出申請書の内容に変更が生じた場合は、すみやかに市に連絡します。									
名 称	振込め詐欺見張隊 117	番号 [〕 1台						
期間	年 月 日()から	年 月 日()まで						
延長希望	延長後の返却予定日	三 月 日() まで						
*貸出期間は2ヶ月ですが、予約状況によっては延長が可能ですので、下記問い合わせ先に確認									

- *貸出期間は2ヶ月ですが、予約状況によっては延長が可能ですので、下記問い合わせ先に確認 してください。
- *本貸出は駒ヶ根市に居住している方を対象としています。

駒ヶ根市消費生活センター(駒ヶ根市役所生活環境課内) 電話 0265-83-2377 (代表) 0265-83-2111 内線 543

*以下処理欄

上記のとおり、貸し出してよろしいか伺います。

施行	起案	係	係 長	補佐	課長	返却確認
	/					/
/ t> t-						

(経過等)					

自動通話録音機貸出しに伴う誓約事項

- 1 自動通話録音機(以下「装置」という。)は、振込め詐欺等の特殊詐欺被害を防止する ために使用し、その他の目的には使用しません。
- 2 装置は私自身の責任において大切に使用いたします。
- 3 装置を第三者へ転貸しません。
- 4 装置に不具合や誤作動等が生じた場合は、速やかに市へ連絡いたします。
- 5 貸出申請書の内容に変更が生じた場合は、速やかに市へ連絡いたします。
- 6 万一、破損(経年劣化による場合を除く。)・紛失した場合には、市が提示する実費(修理又は再購入価格相当分)を負担いたします。
- 7 使用期間が満了したとき、及び長期入院等の理由により装置を使用しなくなったときは、 速やかに装置を返還します。